



# 熊本県公報

第11961号

平成22年11月19日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○土地収用法による事業の認定	(用地対策課) 2
○本渡港港湾施設用地(大矢崎緑地)の管理引継	(港湾課) 4
○姫戸港小浦防波堤の管理引継	( " ) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の供用開始	( " ) 6
○道路の供用開始	( " ) 6
○道路の供用開始	( " ) 6
<b>公 告</b>	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 6
○道路の位置指定の公告	( " ) 7
○道路の位置指定の公告	( " ) 7
○換地計画の決定	(農村整備課) 7
○平成23年度及び平成24年度指名願受付(県内工事)及び技術事項等評価項目申請	(監理課) 7
○平成23年度指名願受付(県外工事)	( " ) 9
○平成23年度指名願受付(測量・建設コンサルタント業務等)	( " ) 12
○土地改良事業施行の同意	(農村計画・技術管理課) 15
○団体営土地改良事業施行の適否決定	( " ) 15
○団体営土地改良事業施行の適否決定	( " ) 16
○県営土地改良事業計画の変更	( " ) 16
<b>登 載 依 頼</b>	
○上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(上益城地域保健医療推進協議会) 16
○平成22年度第1回県立図書館協議会の開催	(県立図書館) 17

## 規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第48号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第2条の表第2号左欄中「第28号(14)」を「第29号(14)」に改め、同表第3号左欄中「第46号(3)」を「第47号(3)」に改め、同表第4号左欄中「第48号(3)」を「第49号(3)」に改め、同表第5号左欄中「第57号(2)」を「第58号(2)」に改め、同表第6号左欄中「第60号」を「第61号」に改め、同表第7号左欄中「第62号(3)」を「第63号(3)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第1044号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規

定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇土市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇土市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1045号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第1 起業者の名称 山都町
- 第2 事業の種類 山都町役場新庁舎建設及び駐車場整備事業
- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 熊本県上益城郡山都町浜町字瀬貝地内及び熊本県上益城郡山都町城平字下犬の馬場地内
  - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由
  - 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
    - 1 法第20条第1号の要件への適合性
      - 申請に係る事業は、熊本県上益城郡山都町浜町字瀬貝地内及び同町城平字下犬の馬場地内における14,704平方メートルの土地を起業地とする「山都町新庁舎建設及び駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。
      - 本件事業は、山都町が新庁舎を建設し、その北側及び西側に、合併による来庁者等の増加に対応するための駐車場を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び直接その事務の用に供する施設に関する事業に該当する。
      - したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
    - 2 法第20条第2号の要件への適合性
      - 本件事業の起業者である山都町は地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
      - したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
    - 3 法第20条第3号の要件への適合性
      - (1) 得られる公共の利益
        - 山都町は、平成17年2月11日に旧上益城郡矢部町、旧上益城郡清和村及び旧阿蘇郡蘇陽町が合併して誕生した新町である。
        - 山都町は、合併前の法定協議会により確認された合併協定主要項目の中で、「行政機構については、「合併後10年間は本庁・総合支所方式を採用する」とともに、本庁の位置については、「地方自治法第4条に基づく新町の事務所的位置は、矢部町浜町6番地（現矢部町庁舎）を含む周辺とする。但し、敷地は国道218号に接するものとする」と決定している。それに基づき、旧矢部町役場を本庁（以下「本庁」という。）とし、旧清和村役場、旧蘇陽町役場をそれぞれ総合支所とする、いわゆる本庁・総合支所方式を採用することとした。
        - しかし、本庁は、昭和32年に建設され、50年以上経過した木造の建物であるため老朽化が著しく、雨漏りや窓の開閉の不具合などが散見されるなど、維持管理が困難であり、改修するにも建物の構造上限界があった。また、本庁に勤務する職員の数が増加するに併せて、本庁の配置機能が集約したことで、本庁の業務遂行に支障を及ぼすおそれなく、本庁に必要とされる業務をより一層深刻な問題となるなど、不便を強いることとなっていた。
        - このような状況であったことから、平成18年1月に策定された「山都町総合計画」には、新庁舎建設及び駐車場整備事業を包括する「本庁舎建設事業」が主要事業として盛り込まれた。



ていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山都町役場

熊本県告示第1046号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

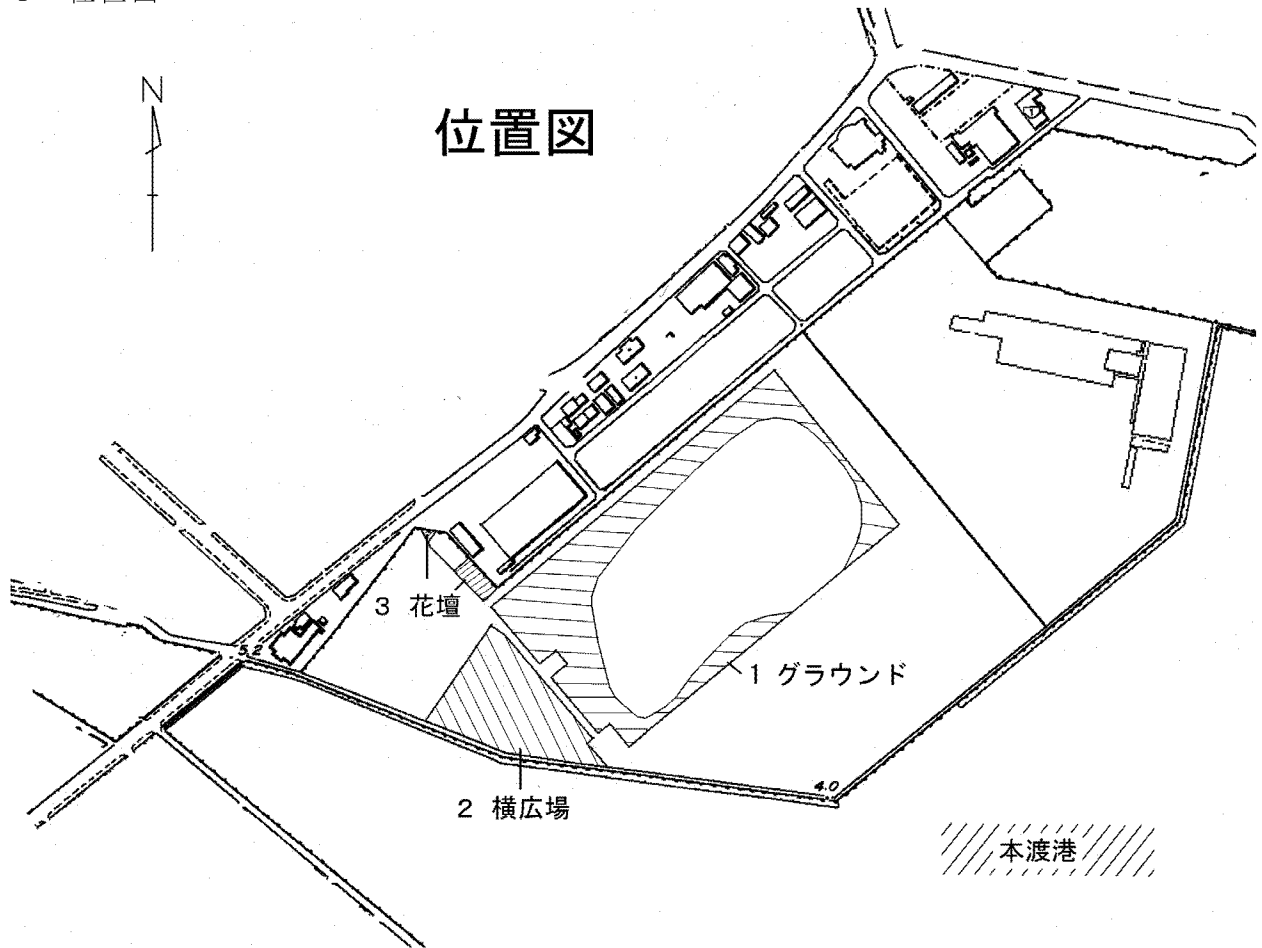
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 本渡港
- 2 所在 天草市本渡町広瀬字大矢崎地内
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
1	グラウンド	1式 13,595㎡
2	横広場	1式 7,345㎡
3	花壇	1式 410㎡

4 位置図



熊本県告示第1047号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成22年11月19日

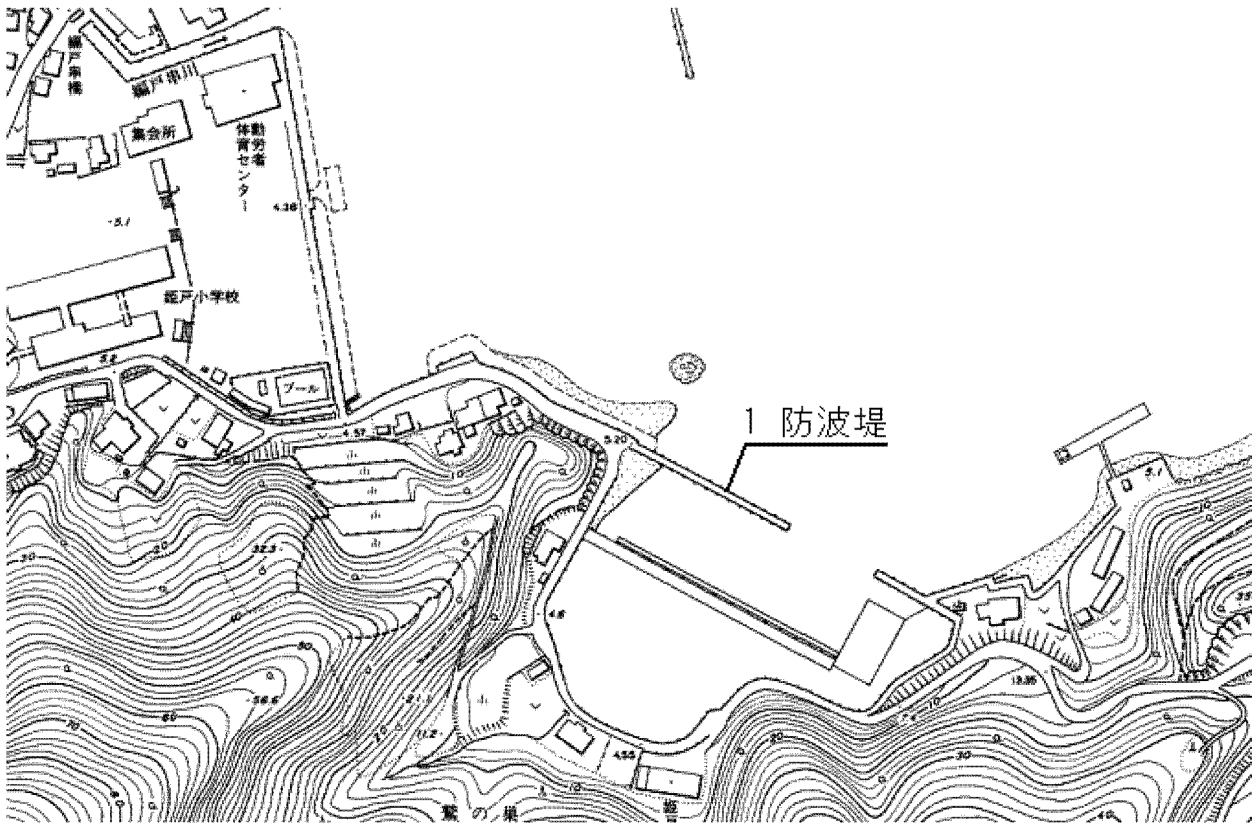
熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 姫戸港
- 2 所在 天草市姫戸町姫浦字小浦地先

3 概 要

番号	種 類	延 長	備 考
1	防波堤	85.9m	既設防波堤撤去

4 位置図



熊本県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年11月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柳瀬 802番4地先から 同所 802番6地先まで	前	9.1 ～ 12.0	30.8	単防災 (自) (法面 保護)
			後	16.2 ～ 21.4		
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町御所字下稲尾野 1558番1地先から 同町御所字堂園 525番4地先まで	前	3.8 ～ 7.0	180.0	単防災 (自) (法面 保護及 び改築 に伴う 拡幅)
			後	5.6 ～ 30.9		

2 区域を変更する期日 平成22年11月19日

**熊本県告示第1049号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年11月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	山鹿市鹿本町中富字福島 53番地先から 同市鹿本町梶屋字上北田 870番4地先まで	189.6	活力基盤改築 (仮設道路)

2 供用を開始する期日 平成22年11月19日

**熊本県告示第1050号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年11月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番23地先から 同所 2867番27地先まで	100.0	地基創改（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年11月19日

**熊本県告示第1051号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年11月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平 1363番1地先から 同所 1362番地先まで	46.0	地基創改（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年11月19日

**公 告**

**熊本県公告第630号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市中759番地
- 2 築造者の氏名 伊豆永新介
- 3 道路の位置 山鹿市中字栗林775番8、同769番7、同766番3、同769番

- 9、同767番3、同768番4及び同768番5
- 4 道路の幅員 4.03メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 76.55メートル
- 6 指定年月日 平成22年10月29日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第10号

**熊本県公告第631号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大林1380番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社金銀土地
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字陣内字上園1203番1、同1203番4及び同1203番7
- 4 道路の幅員 4.00メートルから7.32メートルまで
- 5 道路の延長 63.40メートル
- 6 指定年月日 平成22年11月2日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第105号

**熊本県公告第632号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 人吉市下戸越町1286番地の4
- 2 築造者の氏名 有限会社タグルス・マイホーム
- 3 道路の位置 人吉市下林町字九ノ木2886番8
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 28.37メートル
- 6 指定年月日 平成22年10月18日
- 7 指定番号 熊本県指令球磨技管第18号

**熊本県公告第633号**

県営水俣・芦北地区（岩井口工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年11月22日から  
平成22年12月20日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第634号**

平成23年度及び平成24年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成23年度及び平成24年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者。
- (2) 平成22年度の経営事項審査を完了した者。（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）

- 2 申請の受付
  - (1) 申請の方法
    - 申請に当たっては、郵送、持参又は電子申請のうちいずれかの方法を選択すること。(いずれの方法でも可。)
    - ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
    - イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)
    - ウ 電子申請(熊本県・市町村電子申請受付システム「よろず申請本舗」により申請するものとし、提出書類については、簡易書留により別途郵送又は持参すること。)

<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>

- (2) 受付期間及び提出先
    - ア 郵送の場合
      - 受付期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月20日(木)まで
      - ※ 1月20日の消印有効
    - イ 持参の場合
      - 受付期間 平成23年1月17日(月)から平成23年1月20日(木)まで
      - 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
      - 受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
    - ウ 電子申請の場合
      - 受付期間 平成22年12月1日(水)から平成23年1月20日(木)まで
      - ※ 郵送書類は1月20日の消印有効
- 郵送書類の送付先 〒862-8570(県庁専用郵便番号)  
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班

- 3 提出書類及び提出部数
  - (1) 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事) 2部
    - ※ 電子申請の場合は、当該様式に代えてインターネット申請時に印刷できる帳票(申請書)を郵送により1部提出すること。
  - (2) 使用印鑑届 1部
    - ※ 電子申請の場合のみ提出すること

第2 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

- 1 申請の対象者
  - 平成22年度に、「平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事のいずれかを希望した建設者のうち、第2の3の(1)アからチまでの項目のいずれかに該当するものがある者。

- 2 申請の受付
  - (1) 申請の方法
    - 申請に当たっては、郵送又は持参のいずれかの方法を選択すること。(いずれの方法でも可。)
    - ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
    - イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)

- (2) 受付期間及び提出先
  - ア 郵送の場合
    - 受付期間 平成22年12月1日(水)から平成23年1月20日(木)まで
    - ※ 1月20日の消印有効
    - 送付先 〒862-8570(県庁専用郵便番号)  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班
  - イ 持参の場合
    - 受付期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月20日(木)まで
    - 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
    - 受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

- 3 提出書類及び提出部数
  - (1) 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
    - ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからチまでの項目に該当するもののみ提出すること。
    - ア 平成22年9月30日現在において、財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者
    - イ 平成21年1月から平成22年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
    - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される業者で平成22年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が



- エ 適用されない業者で障がい者を1人以上雇用している者  
成 学校教育法に規定した者又は専修学校を平成19年度、平成20年度又は平成21年度に卒業した者を採用し、平成22年9月30日において継続して常勤で雇用している者
- オ 平成22年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- カ 平成21年1月から平成21年12月まで及び平成22年1月から平成22年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者
- キ 平成22年9月30日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証・登録証を有する者
- ク 平成21年1月から平成22年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- ケ 平成22年9月30日現在において、県（熊本土木事務所又は地域振興局）と防災協定を締結している者
- コ 平成17年10月から平成22年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者
- サ TIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- シ 平成21年1月から平成22年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- ス 平成22年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- セ 平成22年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- ソ 平成22年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降に技術者に係る変更があった者
- タ 平成18年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
- チ 平成10年4月1日から平成22年12月31日までの間に高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績がある者

(2) 「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- 3 審査の結果は平成23年3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成23年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

第5 問い合わせ先

- 1 申請全般  
熊本県土木部監理課建設業班  
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485
- 2 電子申請関係  
熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第635号

平成23年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。  
平成22年11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の受付

- (1) 申請方法
  - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
  - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
  - ア 郵送の場合  
平成23年1月17日（月）から平成23年1月24日（月）まで（1月24日

- ウ の消印有効)  
持参の場合  
平成23年1月25日(火)から平成23年1月27日(木)まで  
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先
- ア 郵送の場合  
〒862-8570 (県庁専用郵便番号)  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班  
(入札参加者資格申請・県外工事)
- イ 持参の場合  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1階101会議室  
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること。

商号の頭文字	受付日(来庁日)	商号の頭文字	受付日(来庁日)
ア～サ行	1月25日(火)	タ～ハ行	1月26日(水)
マ～ワ行	1月27日(木)		

- 2 審査対象期間  
平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間に決算日が属する営業年度
- 3 提出書類及び提出部数
- (1) 新規申請の場合(平成22年度及び23年度において入札参加者資格を有しない者)

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<県外工事> 別記様式1	2部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書、工事種別完成工事高及び経営状況分析結果通知書の写しを提出すること。	1部
3	年間委任状 ※原本に限る。主たる営業所以外の営業所に締結権限の委任を行う場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 別記様式3 ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1部
6	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。なお、当該変更届出書(受付印のあるもの)の写しも併せて提出すること。 ※写しはA4版に縮小コピーすること。	1部
7	役員及び株主(出資者)調書 別記様式4 ※法人のみ	1部
8	国税の納税証明書(法人：「その3の3」、個人：「その3の2」) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。	1部

9	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
10	申請日現在において有効な審査登録証等の写し <申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1部

(2) 申請業種の変更の場合（平成22年度及び23年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<県外工事・申請業種の変更>別記様式2	2部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書及び工事種別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを提出すること。	1部
3	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1部
4	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。なお、当該変更届出書（受付印のあるもの）の写しも併せて提出すること。 ※写しはA4版に縮小コピーすること。	1部
5	役員及び株主（出資者）調書 別記様式4 ※法人のみ	1部
6	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可	1部
7	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
8	平成22年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写し	1部

4 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に

- 基づき、入札参加者資格の有無については審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類（2）「8」を除く。）に不足がある場合は、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けられないものとする。
- ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
- イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種
- ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需業協同組合等が申請した業種と同一のものである場合は、この限りでない。
- （2） 審査の結果は、平成23年3月末までに文書で通知する予定。
- 5 入札参加者資格の有効期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 6 注意事項
- （1） 書類は、黄色のA4のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「23新規」又は「23変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、3に掲げる順番で綴ること。
- （2） 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
- （3） 入札参加者資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- 7 その他  
要領、別記様式等詳細については、熊本県公式ホームページからダウンロードしてください。
- 8 問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業班  
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485

熊本県公告第636号

平成23年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の受付
- （1） 申請方法
- ア 郵送（簡易書留に限る。  
申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- （2） 受付期間
- ア 郵送の場合  
平成23年1月17日（月）から平成23年1月24日（月）まで（1月24日の消印有効）
- ウ 持参の場合  
平成23年1月25日（火）から平成23年1月27日（木）まで  
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- （3） 提出先
- ア 郵送の場合  
〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班  
（入札参加者資格申請・コンサルタント）
- イ 持参の場合  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1階101会議室  
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア～サ行	1月25日（火）	タ～ハ行	1月26日（水）
マ～ワ行	1月27日（木）		

- 2 審査対象期間  
平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間に決算日が属する営業年度ただし、新規設立法人で、平成22年9月30日より後で申請時まで第1期の決算を終える者については、当該営業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
- （1） 測量業務

- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 白あり駆除関係業務

なお、(1) から (5) までの業務の詳細な分類については、入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> (別記様式1) を参照すること。

4 提出書類及び提出部数

- (1) 新規申請の場合 (平成22年度及び23年度において入札参加者資格を有しない者)

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> 別記様式1	2部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 別記様式1-2 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所の職員数について記載すること。	1部
3	年間委任状 (見積、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任) ※原本に限る。本社以外の営業所に、熊本県と契約を締結する権限を委任する場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 別記様式3 (見積、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任) ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	役員及び株主(出資者)調書 別記様式4 ※法人のみ	1部
6	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の申請者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号) ○地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号) ○補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号) ○不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定	各1部
7	測量等実績調書 別記様式5	1部
8	技術者資格等一覧表 別記様式6	1部
9	技術者経歴書 別記様式7	1部
10	商業登記簿謄本の写し(法人の場合)又は身元証明書の写し(個人の場合) ※発行後、3か月以内のもの。	1部

11	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。	1部
12	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
13	申請日現在において有効な審査登録証等の写し。 <申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1部

(2) 申請業種の変更の場合（平成22年度及び23年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等、申請業種の変更> 別記様式2	2部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 別記様式1-2 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所の職員数について記載すること。	1部
3	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程 ○地質調査業者登録規程 ○補償コンサルタント登録規程 ○不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定 ※新たに申請する業種に限る。	各1部
4	役員及び株主（出資者）調書 別記様式4 ※法人のみ	1部
5	測量等実績調書 別記様式5 ※新たに申請する業種に限る。	1部
6	技術者資格等一覧表 別記様式6 ※新たに申請する業種に限る。	1部
7	技術者経歴書 別記様式7 ※新たに申請する業種に限る。	1部
8	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可	1部

9	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
10	本県が平成22年3月に、主たる営業所に通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1部

5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類（(2)「10」を除く）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。  
 ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前2か年において実績がない業種（「土木」「その他」の白あり駆除及び地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）  
 イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務  
 ウ 建築士法第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般  
 エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。  
 (2) 審査の結果は、平成23年3月末までに文書で通知する予定。

6 入札参加者資格の有効期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

7 注意事項

- (1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「23新規」又は「23変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。  
 (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。  
 (3) 入札参加者資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

8 その他

要領、別記様式等詳細については、熊本県公式ホームページからダウンロードしてください。

9 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班  
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485

熊本県公告第637号

平成22年8月20日付けで氷川町長藤本一臣から協議のあった新田・柳の江地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年11月12日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第638号

玉名市長高嶋哲哉から協議のあった六十丁地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年11月12日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧に供する書類の名称

六十丁地区土改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年11月22日から平成22年12月20日まで

3 縦覧場所

玉名市役所

**熊本県公告第639号**

湯前町長 鶴田正巳から協議のあった湯前町基盤整備地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年11月12日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
湯前町基盤整備地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年11月22日から平成22年12月20日まで
- 3 縦覧場所  
湯前町役場

**熊本県公告第640号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領南地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営御領南地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年11月22日から平成22年12月20日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**登載依頼****上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成22年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年11月19日

上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年12月17日（金）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県上益城郡御船町辺田見396-1  
熊本県上益城地域振興局3階大会議室
- 3 議題  
（1）救急医療告示医療機関認定の更新について  
（2）平成22年度上半期救急医療の現状と課題について  
（3）健康危機管理について  
（4）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県上益城郡御船町辺田見400  
上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県御船保健所総務企画課）  
（電話096-282-0016）



**熊本県立図書館協議会公告第1号**

熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。  
平成22年11月19日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
平成22年11月22日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題  
（1）平成21年度事業報告について  
（2）平成22年度事業計画について  
（3）その他（熊本県立図書館運営上の課題について）
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）  
（電話 096-384-5000）